

市街化調整区域内農地の転用目的での競売（公売） に対する買受適格証明について

倉敷市農業委員会

民事執行法又は国税徴収法による農地に係る競売（公売）の場合、農地法の規定との調整のため、当該土地の買受申出人は、農地法関係許可権限庁の発行する買受適格証明書をもって参加する必要があります。

【買受適格証明手続】

（１）証明権限庁は

農地法による許可に準じます。ただし、農業委員会が岡山県知事から許可権限の移譲を受けているものについては農業委員会が証明します。

（２）審査方法は

農地法による許可に準じます。

参 考 競売（公売）後の申請手続

（１）許可・届出の申請形態について

買受人による単独申請

（２）申請書類について

買受適格証明願に添付した書類で内容に変更のないものは、その旨を申請書末尾に記載して添付を省略することができます。

競売等による最高価買受人であることを証する書面を添付してください。

土地改良区の区域内の土地の場合は、土地改良区の意見書が必要です。

なお、農地等の競落後において、農地法の許可申請がなされた場合で、買受適格証明交付時と事情が異なれば許可できない場合があります。

市街化調整区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願に必要なもの
申請書類は1部原本が必要です

1	買受適格証明願	1
2	事業計画書	1
3	申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）	1
4	申請人について	
	（1）個人の場合 住民票	1
	（2）分家の場合 続柄のわかる戸籍謄本	1
	（3）法人の場合 法人登記簿	1
	定款又は寄付行為	1
5	切絵図又は地積図（申請地及び隣地の地番，地目，所有者名，耕作者名を明記）	1
6	申請地の位置及び付近の状況を表示する図面	1
7	土地利用計画図（建築施設の配置図）	1
8	建築施設の平面図（縦・横及び建築面積計算表を記載）	1
9	他法令の許認可を要する場合には，これを了している書面又はその写し （申請手続中の場合は申請書の写し）	1
10	申請地が賃貸借の目的となっている場合には，その賃貸借につき法第20条の 解約等の許可があったことを証する書面	1
11	取水又は排水について水利権者，漁業権者等の同意が必要な場合，同意を示す書面	1
12	被害防除計画書【様式】及びその計画図面	1
13	誓約書【様式】	1
14	農家住宅の場合，耕作地を記載した位置図	1
15	資金計画で自己資金又は借入が3,000万円を越える場合は，残高証明書又は融資証明書	1
16	委任状（行政書士に申請にかかる権限等を委任する場合）	1

証明願の提出は毎月22日が〆切（22日が土日及び祝祭日の場合は翌始業日）です。

毎月22日までに提出された書類は翌月の農地部会において審議し，証明の可否を決定します。

（受付締切日は変更になることがありますので，事務局にご確認ください。）

〔お問い合わせは〕	倉敷市農業委員会	本 庁	086-426-3895
		児 島 駐 在	086-473-4374
		玉 島 駐 在	086-522-8126
		真 備 駐 在	086-698-5042
		庄支所産業建設係	086-462-1212
		茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
		船穂支所産業係	086-552-5110